

収入保険「ご紹介キャンペーン詳細」

令和6年5月2日制定

適用（進呈）条件

キャンペーンの内容

収入保険 紹介用紙で、収入保険に興味をお持ちの方をご紹介ください。

被紹介者が新規にお申込みされ、保険料の全部または一部の入金を確認できた後に、紹介者（現加入者※1に限る）にお礼の品（5千円相当）を進呈します。

（事前に被紹介者の本キャンペーン利用への承諾を得ていただきますようお願いいたします。）

対象期間

令和6年2月から令和7年1月までの紹介が対象

（保険期間が令和6年4月開始から令和7年3月開始までの契約が対象）

※上記紹介対象期間の紹介により、対象保険期間が令和7年4月以降に開始する被紹介者については、被紹介者が新規に収入保険に加入し、掛金等の全部または一部が納入された場合に、その紹介者を推進奨励品の交付対象とし、次年度の交付対象とする。

※令和6年2月から令和6年5月までの紹介対象期間により、対象となる保険期間に加入した被紹介者については、紹介した事実が確認できたものに限り、その紹介者を推進奨励品交付対象とする。

進呈対象とならない場合

【紹介者が以下に該当する場合】

- ・被紹介者が、先に他の紹介者によって紹介があり、お申込みされた場合
- ・収入保険を扱う団体等の役員および職員の場合

【被紹介者が以下に該当する場合】

- ・税務申告の方法が青色申告でない場合
- ・紹介時にすでに本人により申込みされている場合
- ・お申込み時の審査において、ご契約をできかねると判断された場合※2
- ・新規にお申込みされた後、当組合が定める基準日において契約が解約等により有効ではない場合
- ・保険料の全部または一部の入金がなされなかった場合

注意事項

- ・本キャンペーンは、予告なく中止・中断する場合があります。
- ・被紹介者は岐阜県在住の方に限ります。
- ・被紹介者のご登録・お申込みに関する情報は、個人情報保護の観点から紹介した方へのご案内を控えさせていただきます。なお、ご紹介キャンペーン該当の有無に関してはお礼品の発送、進呈をもって代えさせていただきます。
- ・お礼品は予告なしに変更になる場合がございます。
- ・お礼品の授受権利はご本人に限ります。第三者への権利譲渡はできません。
- ・紹介によってトラブルが生じた場合の責任は負いかねます。

※1 現加入者とは、全国農業共済組合連合会の加入承認を受けた方

※2 税務申告の方法や販売収入の内容が、収入保険の加入要件を満たしていない等の場合